

(1) 昭和35年10月30日

白石市政だより

第15号

発行所
白石市役所企画審議室
白石市桜小路35
TEL(代)2111



選挙特集号

来る11月20日に行なわれる衆議院議員総選挙は、わが国の民主主義を守るためにきわめて重大な意義をもつ選挙であります。このため、この選挙が公正に行なわれ、金のかゝら

ない清潔な選挙にしなければならないという世論が高まっていますが、究明するところは、選挙法が守られるか、どうかの点にしまります。

よつてこの国民的世論を

11月20日衆議院議員総選挙

最高裁判官国民審査も

(明るく投票しましょう)

背景に、来るべき総選挙における公明選挙運動の中心を「選挙法を守る運動」として全国的に展開することになりまつておりますが、究明するところは、選挙法が守られるか、どうかの点にしまります。

投票日は11月20日

午前7時から

午後6時まで

三悪を土俵の外へ

安戸左行



基礎(選挙)が狂えば、家(政治)も狂う。
森吉正照

さきの政局混乱にかんがみて来る11月20日衆議院の総選挙は、わが国、民主主義のためにきわめて重大な意義をもつ、不幸にして近年わが国の選挙は情実や金力によつてまつたくかざされ議会政治の権威は、いちじるしくうしないつゝある。この機会にその源を清め選挙を公明なものとするものでなければ議会政治はほつらくの危機にひんするであろう。

この自覚の上に立候補者政黨一般有権者相たすさえて、この選挙法を正しく守る選挙が行なわれるよう、こゝにわれわれは「選挙法を守る運動」を提倡して全国的国民運動を開くこととした。ひろく各方面の共鳴と協力とによって選挙の根本的しゆく正を期するものである。

(公明選挙連盟実行委員会)

白石市選挙管理委員会

白石市選挙管理委員会



選挙人名簿にみなさんの
お名前が記載されておりま
せんとたとえ選挙権があつ
ても投票できません。

次に該当する人は急いで
申請して下さい。

期間がすぎますと、どん
とは……

な理由があつても受けられ
ません。

① 昭和15年11月1
日まで生れた人で
② 昭和35年7月31
日までに白石市内に
③ 昨年の9月15日

現在でつくった基本
選挙人名簿にもれて
いる人

申請期日は11月1日から
11月7日までの7日間で、
土曜日、日曜日（祝日）で
も午後5時まで平常通り受
付けます。

住むようになり、引
きつづき住んでいる人

④ 昨年の9月15日

現在でつくった基本
選挙人名簿にもれて
いる人

申請期日は11月1日から
11月7日までの7日間で、
土曜日、日曜日（祝日）で
も午後5時まで平常通り受
付けます。

申請期日は11月1日から
11月7日までの7日間で、
土曜日、日曜日（祝日）で
も午後5時まで平常通り受
付けます。

清い票 積つて

よい国 よい政治

衆議院議員総選挙候補者の

立会演説会は

▶会場◀

11月7日（夜）7時より（第1班）

白石市公会堂

11月14日（昼）1時より（第2班）

- ◆ 公明選挙に宿る
- ◆ 選挙法守らぬ候補は
- 良い政治
- ボイコット



一旦選んだ政治家をファンガイするのは、自分の足
を譲るようなもの

近藤日出造